

中堅・中小企業のための税制改正まとめ

土井会計事務所

法人税・消費税

平成23年12月13日

No.	改正項目	税負担	国会	対象法人	内容	適用時期	対策
1	法人税率引下げ	減税	可決・成立	すべての法人	法人税率を現行より4.5%引下げて25.5%とする(地方税も合わせると実効税率は5%下がるが、3年間は復興特別税の創設により、愛知県の資本金1億円以下の法人の場合、2.6%の下落)	平成24年4月1日以後開始事業年度より適用	課税の繰り延べを検討(課税を先送りできれば、復興増税が無くなる4年目以降は5%得)
2	中小法人の軽減税率引下げ	減税	可決・成立	資本金1億円以下の中小法人	課税所得800万円以下の部分を3%引下げて15%とする	平成24年4月1日以後開始事業年度より適用(3年間)	課税の繰り延べを検討(800万円以下の部分で最大24万円減税)
3	復興特別法人税の創設	増税	可決・成立	すべての法人	通常の法人税に10%の復興特別税が加算される。	平成24年4月1日以後開始事業年度より適用(3年間)	課税の繰り延べを検討(課税を先送りできれば、復興増税が無くなる4年目以降は約5%得) あと、今期より法定実効税率の見直しが必要。
4	雇用促進税制の新設	減税	可決・成立	公共職業安定書に雇用促進計画の届出を行った法人	前事業年度末より10%以上、かつ5人(中小企業者等は2人)以上、雇用保険の対象者を増やした場合、1人につき20万円税額控除。ただし、法人税額の10%(中小企業者等は20%)が上限。	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度	事業年度内で10%以上の人員増加を計画する場合は公共職業安定所に届出を検討
5	欠損金の利用制限	増税	可決・成立	資本金1億円超の大法 人	繰越控除できる欠損金をその事業年度の課税所得の80%に制限する。そのため、20%は必ず課税される。	平成24年4月1日以後開始事業年度より適用	資本金1億円以下の中小企業には適用されない(大企業のグループ会社は注意)
6	欠損金の繰越期間延長	減税	可決・成立	すべての法人	欠損金の繰越期間が7年から9年に延長	平成20年4月1日終了の事業年度の欠損金から適用	
7	減価償却費の縮小	増税	可決・成立	すべての法人	現行の250%定率法を200%定率法に縮小	平成24年4月1日以降に取得した資産(平成24年4月1日以前開始事業年度の取得資産については、経過措置あり)	経過措置を適用して今期中に資産を取得し事業の用に供する
8	寄付金控除額の半減	増税	可決・成立	すべての法人	一般寄付金について損金算入できる限度額を半減させ、特定公益増進法人に対する寄付金について損金算入限度額を増加	平成24年4月1日以後開始事業年度より適用	グループ法人間の寄付は全額損金不算入のため、寄付金認定されないように取引の見直しを行う。無償の役員提供などはしないように注意。
9	試験研究費の税額控除	(延長)	延長	一定の試験研究費を支出した法人	一定の試験研究費を支出した場合に認められる30%税額控除を縮小せず延長	平成24年3月31日終了事業年度まで延長	
10	中小企業等基盤強化税制(租税特別措置法第42条の7)の廃止	増税	可決・成立	資本金1億円以下の中小企業者等	事業基盤強化税制は廃止	平成24年3月31日以前取得をもって廃止	見直しされるソフトウェアの範囲を確認し、購入計画の前倒しを検討。 なお、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措置法42条の5)は、これまで通り継続。
10	同上	増税	可決・成立	資本金1億円以下の中小企業者等	教育訓練費の税額控除制度が廃止	平成24年3月31日以前開始事業年度をもって廃止	
11	貸倒引当金の廃止	増税	可決・成立	原則として資本金1億円超の大法 人	貸倒引当金の廃止。(経過措置として3年間は一部計上が認められる) 貸倒引当金は中小法人等に限定。	平成24年4月1日以後開始事業年度より適用	期ズレの問題ではあるが、資本金を1億円以下への減資も検討する。 (大企業のグループ会社は注意)
12	中小企業特例の制限対象追加	増税	可決・成立	複数の資本金5億円以上の大法人に100%保有されている法人	従来、単体の大法人による完全支配関係のある資本金1億円以下の中小法人が制限対象とされていたが、それが複数の大法人による完全支配関係のある資本金1億円以下の中小法人にまで、制限が拡大された。	平成23年4月1日開始事業年度より適用	具体的には、複数の大法人(資本金5億円以上)に株式の全部を所有されている資本金1億円以下の合弁会社が主に対象となるため、今回の改正により中小企業特例を制限される該法人は少ないと思われる。
13	更正の請求の期限		可決・成立	すべての法人	更正の請求の期限が1年から5年(欠損金の額については9年)に延長。	平成23年12月2日以降に申告期限が到来するもの	
14	消費税 仕入税額控除の制限	増税	可決・成立	その期の課税売上高5億円超の事業者	これまで課税売上割合が95%以上の場合に全額認められていた仕入税額控除が、認められなくなる	平成24年4月1日以後開始事業年度より適用	個別対応方式による仕入税額控除を検討しておく(会計ソフトの対応)